



# 熊本県公報

第 1 2 3 7 3 号

平成 26 年 12 月 2 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| ○ 予 算 の 専 決 処 分                               | （財政課）   | 1 |
| ○ 肥 料 登 録 有 効 期 間 更 新                         | （農業技術課） | 2 |
| ○ 平 成 2 6 年 度 砂 利 採 取 業 務 主 任 者 試 験 の 合 格 者   | （産業支援課） | 3 |
| ○ 都 市 計 画 法 第 1 6 条 第 1 項 に 基 づ く 公 聴 会 の 開 催 | （都市計画課） | 3 |

## 告 示

### 熊本県告示第 1 1 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日付けで専決した平成 2 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）の要領は、次のとおりである。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 専第 3 7 号

平成 2 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 6 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,186,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 739,349,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		111,366,894	1,186,149	112,553,043
	1 国庫委託金	1,671,063	1,186,149	2,857,212
歳 入 合 計		738,163,109	1,186,149	739,349,258

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		31,354,089	1,186,149	32,540,238
	1 選挙費	196,385	1,186,149	1,382,534
歳 出 合 計		738,163,109	1,186,149	739,349,258

公 告

熊本県公告第 6 4 1 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第 1 0 4 0 号	炭酸カルシウム肥料	2 0 . 0 炭酸 苦土石 灰	アルカリ 分：5 8 . 0 く溶性苦 土：2 0 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市 元浜町四丁目 7 8 番地	平成 3 2 年 1 2 月 6 日

熊本県肥 第104 1号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10.0 炭酸 苦土石 灰	アルカリ 分：56. 0 く溶性苦 土：10. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	白雲石工業株 式会社 兵庫県尼崎市 元浜町四丁目 78番地	平成32 年12月 6日
熊本県肥 第104 2号	炭酸カ ルシウ ム肥料	6.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ 分：56. 0 く溶性苦 土：6.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	白雲石工業株 式会社 兵庫県尼崎市 元浜町四丁目 78番地	平成32 年12月 6日
熊本県肥 第104 3号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸カ ルシウ ム肥料	アルカリ 分：53. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	白雲石工業株 式会社 兵庫県尼崎市 元浜町四丁目 78番地	平成32 年12月 6日

**熊本県公告第642号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により実施した平成26年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成26年12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号  
1

**熊本県公告第643号**

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

平成26年12月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成26年12月21日（日）午前10時から正午まで  
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所  
熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市役所14階大ホール
- 3 意見を求める都市計画の素案（これらの素案の添付は省略し、平成26年12月2日（火）から平成26年12月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）4の閲覧場所以いて閲覧に供する。）  
(1) 熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（素案）  
(2) 熊本市以外の熊本都市計画区域区分の変更（素案）
- 4 閲覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策課、熊本市東区役所総務企画課、熊本市西区役所総務企画課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本市北区役所総務企画課
- 5 公述の申出について  
熊本都市計画区域内（熊本市に限る。）に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。  
(1) 持参により提出する場合  
来る12月16日（火）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課又は熊本市都市建設局都市政策課に提出すること。  
(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合  
来る12月16日（火）必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

e-mail : toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

6 公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

7 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。ただし、希望者が多数の場合は、入場を制限することがある。

8 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県県央広域本部土木部技術管理課及び熊本市都市建設局都市政策課

(別記様式)

平成 年 月 日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様
公述申出人 住所 氏名 年齢 職業 電話番号
公 述 申 出 書
私は、来る 12 月 21 日に開催される熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊本市以外の区域区分の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。
記 意見の要旨及び理由 (別紙可)

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。